

令和7年9月3日  
株式会社確認検査機構トラスト

## 地盤調査報告書の検査予約前提出の徹底について

申請者各位

平素より大変お世話になっております。

このたびは、**地盤調査報告書**<sup>注1)</sup>の提出について、よりスムーズな審査・検査業務を進めるため、皆様にご協力いただきたく、改めてお願い申し上げます。

これまで、地盤調査報告書は、大連協統一規準に基づき工事着手前にご提出いただくようお願いしてまいりました。しかしながら、現在も検査の直前や当日に提出されるケースが見受けられ、弊社の構造審査および検査業務に支障をきたしております。

この状況を改善するため、2025年10月1日以降の事前審査受付分より、**地盤調査報告書の工事着手前の提出を必須**とさせていただきます。これに伴い、**地盤調査報告書のご提出がない場合、検査予約を受け付けることができません**ので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

また、提出された報告書に不備がある場合や計画変更が必要な場合につきましても、**補完が完了してからでないと検査予約はできません**ので、何卒ご留意ください。

中間検査および完了検査の申請時に必要な書類に関しましては、別途添付の「中間検査及び完了検査実施要綱」をご確認いただき、適切な審査・検査業務の運営にご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

注1…着工前に提出が必要な地盤調査報告書には地盤調査結果報告書、改良検討書、近隣データ、沈下検討書、液状化マップなど建築物や調査結果に応じて必要となる図書を含みます。しかし、検査時に提出が必要な各種試験報告書や地盤改良施工報告書は含みません。